

3分でわかる外国人の就労ビザ

つくばワールド行政書士事務所

行政書士 濱川恭一

info@tkwd.net

はじめて外国人を採用される企業様向けに、簡単に、就労ビザの仕組み、流れ、必要書類などを説明いたします。

外国人が日本で働く場合（外国人を雇用する場合）、原則として、就労可能な在留資格（就労ビザ）を取得する必要があります。就職（内定）すると自動的に就労ビザがもらえるわけではなく、申請して、審査をパスしてはじめて取得できる仕組みになっております。



就労ビザは、全部で17種類ありますが、大学、専門学校の留学生を採用した場合、

「技術・人文知識・国際業務（技人国）」というビザとなります。

この技人国ビザは、原則、現業不可となります。

技術・人文知識・国際業務ビザ取得の主な要件（会社側）

- ①仕事内容が、学校で学んだ内容と密接な関連性がある。
- ②日本人と同等以上の給与を支給する。

技術・人文知識・国際業務ビザ 申請に必要な書類（会社側）

- ・2020年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（税務署印あるもの）
- ・直近年度の決算書類（損益計算書、貸借対照表）
- ・職務内容説明書（本人の職務内容を詳細に説明した書類、職務によっては、就業場所の写真、成果物サンプルも提出の必要あり）

入社後、1～3年間、現業に従事させたい場合の特例

下記要件を満たす場合、現業が認められます。

- ・1～3年以内に、本社スタッフ（営業、経理、経営企画、店舗マネージャ等）として勤務する予定であり、そのために必要な実務研修として現場（工場、店舗等）で1～3年勤務する。
- ・日本人社員も同様のキャリアシステムになっている。

なお、このスキームを使う場合、キャリアパスに関する詳細説明書（法務省ガイドラインに基づくもの）が必要です。はじめてこのスキームを使った採用をする場合は、プロのサポートを受けられることをお勧めします。

その他、就労ビザに関するよくある質問

下記ページにて、よくある50の質問について解説しております。

<https://svisa.net/kiji-ichiran.html>